

議案第34号

訴訟の提起について

所有権に基づく妨害排除請求訴訟を下記のとおり提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

天理市長 並 河 健

記

1 当事者

原告 天理市

代表者 天理市長 並 河 健

被告

2 請求の趣旨

被告は、原告所有の土地に倉庫等を作って、長期に土地を占有し続けている。よって、原告は、被告に対し、土地所有権に基づく妨害排除請求訴訟を提起する。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人とする。
- (2) 被告の対応によっては和解に応ずる。
- (3) 第1審判決の結果必要がある場合は上訴する。
- (4) 前記においても目的を達成することができないとき、又は必要があるときは、原告において原状回復を行い、その費用を被告に請求する訴訟を提起する。